

## 福島県地域医療復興事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、避難地域等医療復興計画に定める事業（以下、「事業」という。）を実施するため、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額等)

第2条 補助金は、別表1、別表2、別表3及び別表4に掲げる事業を補助事業者が実施する場合に、当該事業に要する経費について補助事業者に対して交付するものとし、その額は、以下のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる事業については、同表に定める補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 別表2に掲げる事業については、同表に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を対象として、予算の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 別表3に掲げる事業については、同表に定める補助基準額と補助対象経費（当該事業に要する経費から他の補助金等の収入を除いた額）の実支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたものと、同表に定める上限額とを比較して少ない方の額を対象として、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (4) 別表4に掲げる事業については、同表に定める補助基準額に補助率を乗じたものとし、同表に定める上限額とを比較して少ない方の額を対象として、予算の範囲内で知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 事業の補助対象期間は、申請する日の属する年度の4月1日からとする。ただし、以下の事業を除く。

- (1) 別表1 近隣地域医療提供体制整備事業のうち、補助対象経費1(1)、2及び3
- (2) 別表2 警戒区域等医療施設再開支援事業のうち、補助対象経費Ⅰ1、Ⅱ1(1)、Ⅱ2(1)及びⅢ
- (3) 別表2 双葉地域中核的医療体制確保事業

(申請書の様式及び交付決定の通知等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、福島県地域医療復興事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書(第2号様式)
- (2) 所要額明細書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

4 県は、補助金等の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

5 前条第2項ただし書きの事業については、事業の着手は原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金交付の内示後であって、やむを得ない理由により交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、次の条件を承諾の上、あらかじめ福島県地域医療復興事業補助金事前着手届(第13号様式)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。
- (2) 届出に係る事業について、事業内容及び実施金額いずれも交付の決定を保証するものではないため、交付決定がされなかった場合は、事業実施主体の責任において事業を完結させること。
- (3) 諸般の事情から補助金の交付がされない、又は補助金交付申請(予定)額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- (4) 届出事業以外の交付決定前着手事業については、補助金の対象としないこと。
- (5) 交付決定を受けるまでの間に実施した事業に損失が生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が全額負担すること。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第4条 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業の補助

対象経費区分毎に、事業目的、事業主体及び補助金額の増額のいずれの変更も伴わないもので、かつ補助対象経費の2割以内の増減とする。

(変更の承認の申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号により知事の承認を受けようとする場合は、福島県地域医療復興事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、福島県地域医療復興事業補助金概算払請求書(第5号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに福島県地域医療復興事業完了報告書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県地域医療復興事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合にあつては、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 所要額精算書(第8号様式)

(2) 実績額明細書(第9号様式)

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第11条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、補助事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、福島県地域医療復興事業補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、当該事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合(確定した額が0円の場合を含む。)には、その金額(第4条第2項の規定により減額した事業主体については、

その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、福島県地域医療復興事業仕入れに係る消費税相当額報告書(第11号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上(事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上)の機械、器具、その他の備品とする。

- 3 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 4 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(第12号様式)を知事に提出しなければならない。承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(一括下請けの禁止)

第14条 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体である場合には、補助事業者は事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- 2 補助金の交付を受けた補助事業者が地方公共団体以外の場合には、補助事業者は補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行し、改正後の要綱の規定は平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月17日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月23日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月20日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月10日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月10日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月29日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月4日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月27日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月31日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月27日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表 1

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
被災地域医療寄附講座支援事業	公立大学法人 福島県立医科大学	相双医療圏又はいわき医療圏内の病院又は診療所（※1）に常勤医師の派遣を行う寄附講座を運営するために必要な次の経費  (1) 常勤で派遣される医師の人件費 (2) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	(1) 10/10以内 (2) 2/3以内
臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業	公立大学法人 福島県立医科大学	福島県立医科大学に設置される臨床研究イノベーションセンターから県内医療機関へ診療支援のため派遣される医師の人件費及び臨床研究イノベーションセンターの運営等に必要な人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	10/10以内
地域医療等支援教員増員事業	公立大学法人 福島県立医科大学	相双医療圏への支援を目的として増員する地域医療等支援教員の配置に必要な人件費	10/10以内
双葉地域等公立診療所支援教員増員事業	公立大学法人 福島県立医科大学	双葉地域等の公立診療所への支援を目的として増員する医療等支援教員の配置に必要な人件費	10/10以内
被災地域医療支援事業	独立行政法人 国立病院機構 本部	県外からの医療支援と県内医療機関とのマッチングや被災地域の保健医療活動等をするために必要な次の経費  (1) 人件費 (2) 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	(1) について 1/2以内  (2) について 10/10以内



事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
近隣地域医療提供体制整備事業	1 相馬地域等の医療機関	<p>避難地域の住民を含む新規透析患者の受け入れるためや、周産期医療、救急医療の機能強化に必要な経費を支援し、近隣地域の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>1 透析医療  (1)透析医療（人工透析）の機能強化に必要な施設・設備整備等  基準額：透析機器7,020千円/台  (2)透析医療（人工透析）の効率化のために受ける技術指導料等  基準額：9,000千円  (3)透析患者の受入枠拡大のため、県外の医療機関から転入等により、雇用する臨床工学技士等の人件費等  (4)県内外から臨床工学技士等医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等  (5)雇用する臨床工学技士等医療従事者の代わりに研修を受けさせるため等に、追加的に必要となる人件費等  ※(3)～(5)について、別に補助基準額を定める</p>	1 (1)1/2以内 (2)2/3以内 (3)2/3以内 (4)1/2以内 (5)1/2以内
	2 浜通り地方の医療機関	<p>2 周産期医療  周産期医療の機能強化に必要な施設・設備整備等  基準額：10,000千円</p>	2 1/2以内
	3 浜通り地方の医療機関	<p>3 救急医療機能強化・連携体制構築  (1)救急医療機能強化・連携体制構築に必要な施設整備等  基準額：10,000千円  (2)救急医療機能強化・連携体制構築に必要な設備整備等  基準額：9,000千円</p>	3(1)1/2以内 (2)1/2以内

※1 医療法第30条の4第2項第12号に基づき福島県医療計画に定める相双医療圏又はいわき医療圏の区域に所在する医療法第1条の5第1項に定める病院又は同条第2項に定める診療所をいう。

別表 2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I 警戒区域等(※1)の病院(※2)、診療所(※3)及び薬局(※4)	<p>警戒区域等で再開等する又はした場合</p> <p>1 再開のための増築改築改修整備に必要な工事請負費、その他再開のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる旅費、需用費(修繕料に限る。)、役務費(通信運搬費等)、委託料及び備品購入費等</p> <p>2 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費(医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等</p>	<p>1 実支出額</p> <p>2 アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。 ア.人件費及び報償費について 別に定める額 イ.ア以外について 実支出額</p>	<p>1 4/5以内</p> <p>2 10/10以内</p>
	II 市町村及び医療関係団体(※5)又は地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等(※6)(警戒区域等に限る)	<p>1 警戒区域等で医療機関等を開設する若しくは又は管理運営する若しくは又は場合</p> <p>(1) 開設のための施設整備に必要な工事請負費、その他開設のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる経費</p> <p>(2) 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費(医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等</p> <p>2 仮設診療所を開設する場合</p> <p>(1) 開設のための施設整備に必要な工事請負費、その他開設のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる旅費、需用費(修繕料に限る。)、役務費(通信運搬費等)、委託料及び備品購入費等</p> <p>(2) 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費(医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等</p>	<p>1. (1)及び 2. (1)について 実支出額</p> <p>1. (2)及び2. (2)について アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。 ア.人件費及び報償費について 別に定める額 イ.ア以外について 実支出額</p>	<p>1. (1) 4/5以内 (2) 10/10以内</p> <p>2. (1) 4/5以内 (2) 10/10以内</p>

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
	III 地域に必要な医療等を確保するために機能強化を行う警戒区域等の医療機関等	医療機関等の機能強化をするために要する下記の経費 施設の増改築改修整備に必要な工事請負費並びに医療用設備整備に必要な備品購入費、需用費、委託料	実支出額	4/5以内
	IV 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	バスの送迎等、高齢者等への医療を提供するために要する下記の経費 送迎に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	車両2,829千円 その他経費 別に定める額	1/2以内
	V 地域医療に貢献する取組を行う医療機関等	(1) 在宅医療等を提供するための取組を行うために要する下記の経費 在宅医療等に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等  (2) 健康増進等に関する取組を行うために要する下記の経費 健康増進等に関する取組に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	(1) 3,000千円 (250千円/月)  (2) 500千円	10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
浜通り医療提供体制強化事業	浜通り地方の病院及び医科診療所（介護保険法第8条第29項に基づく介護医療院を除く）（※8）	1 東日本大震災（※7）により、離職した又は休職した医師及び離職した看護師等の医療従事者を継続して雇用する場合の人件費	1について 別に定める額	1について 1/2以内
		2 平成23年3月11日以降に県外の医療機関から県内の医療機関に転入等した医療従事者の人件費	2について 別に定める額	2について 2/3以内
		3 県外から医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等	3について 別に定める額	3について 1/2以内
医療人材確保緊急支援事業	南相馬市及び双葉郡にある病院（休止中を除く）	医療従事者の確保に係る活動や就業環境改善等に要する人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料等	10,000,000円	10/10以内
認定看護師等養成事業	病院及び医療関係団体	1 認定看護師、専門看護師及び認定看護管理者（ファーストレベル及びセカンドレベル教育課程を除く）並びに精神科認定看護師の養成に必要な経費（日本看護協会又は日本精神看護協会が認める専門課程の受講に必要な入学検査料、入学金、授業料、実習料、審査料、認定料等及び研修のために必要な旅費及び宿泊料等）	1について 1,298,000円/人	10/10以内
		2 NST専門療法士等の養成に必要な経費（日本臨床栄養代謝学会認定資格NST専門療法士研修プログラム等の受講に必要な研修費等及び研修のために必要な旅費及び宿泊料）	2について 267,000円/人	
	病院、助産所、診療所、医療関係団体	3 アドバンス助産師の養成に必要な経費（日本助産評価機構の認証する、「助産実践能力習熟段階（クリニカルリーダー/CLoCMiP）レベルⅢの新規認証及び更新認証に必要な研修の受講料）	3について 10,000円/人	
	4 新生児蘇生法研修インストラクター資格の取得に必要な経費（日本周産期・新生児医学会主催のインストラクター養成講習会の受講に必要な受講料、テキスト購入費、旅費）	4について 50,000円/人		

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
救急医療従事者資質向上支援事業	浜通り地方に所在する医療機関等（病院、診療所、医療関係団体、消防本部、警察署）	救急医療等関係団体が主催する次の研修コースの受講料等 (1) BLS (2) ACLS (3) JPTEC (4) JATEC (5) ITLSアドバンスドコース (6) ITLS小児コース (7) ITLSアクセスコース (8) PALS (9) CVC実践セミナー・指導者養成コース (10) セデーショントレーニングコース (11) DAM (12) FCCS (13) MCLS (14) ISLS/PSLSコース (15) NDLS、BDLS及びADLS (16) MIMMS (17) ICLS (18) JTAS (19) SSTTコース (20) ABCDソノグラフィ	(1)について 18,600円/人 (2)について 39,100円/人 (3)について 15,500円/人 (4)について 72,000円/人 (5)について 30,900円/人 (6)について 30,900円/人 (7)について 30,900円/人 (8)について 46,300円/人 (9)について 25,800円/人 (10)について 20,600円/人 (11)について 20,600円/人 (12)について 102,900円/人 (13)について 30,900円/人 (14)について 20,600円/人 (15)について 102,900円/人 (16)について 102,900円/人 (17)について 10,300円/人 (18)について 30,900円/人 (19)について 60,000円/人 (20)について 40,000円/人	10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
双葉地域二次医療提供体制確保事業	病院局、公立 大学法人福島 県立医科大学	1 双葉地域の二次救急医療体制を確保するために整備する多目的ヘリ運航業務委託料等  2 ふたば医療センター附属病院の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	1及び2について 実支出額	10/10以内
双葉地域公設医療機関等整備支援事業	双葉地方広域市町村圏組合及び県立病院事業管理者	1 双葉郡町村等が連携して避難先住民等の医療を確保するために必要な次の経費  診療所の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	実支出額と別に定める額とを比較して、少ない方の額	10/10以内
双葉地域中核的医療体制確保事業	病院局	双葉地域の医療体制確保のため設置される新病院整備のために必要な委託料等	実支出額	10/10以内
寄附講座設置支援事業	単独の市町村又は複数の市町村で構成される一部事務組合等	地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等	30,000,000円	10/10以内

※1 原子力災害対策特別措置法による指示又は公示のあった平成24年3月31日現在の警戒区域及び計画的避難区域をいう。ただし、双葉郡町村は全域とする。

※2 医療法第1条の5第1項に定める病院をいう。

※3 医療法第1条の5第2項に定める診療所をいう。

※4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局をいう。

※5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに診療所等の指定管理者の指定を受ける者及び運営の委託を受ける者並びにその他知事が認める者をいう。

※6 病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションをいう。

※7 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

※8 浜通りの町村が避難者のために設置する仮設診療所を含む。

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
浜通り看護職員確保支援事業	浜通り地方の病院及び診療所(※1)	1. 看護職員研修等支援事業 看護職員が研修等を受講するために必要な経費及び看護教育担当者(看護職)を育成するために必要な受講費、旅費、謝金等	年額300千円/名	10/10以内	病院 6,000千円/ 箇所 診療所 2,500千円/ 箇所
		2. 看護師等養成所進学支援事業 看護職員が看護師等免許を取得するために必要な修学費用(入学金、授業料等)	年額500千円/名		
		3. 勤務環境改善コンサルタント支援事業 勤務環境を整備するために必要な受講費、旅費、謝金等	50千円/回		
		4. 住宅確保支援事業 看護職員等の住宅を借り上げるために必要な礼金、契約手数料、家賃等	年額750千円/名		
		5. 看護職員子育て応援事業 看護職員等の子育てを支援するために必要な保育料等	年額288千円/名		
		6. 看護職員確保支援事業 就職斡旋コンサルタント等を利用するために必要な手数料、登録料等	400千円/件		
		7. 就職相談会等支援事業 就職相談会やフェア等に参加するために必要な参加料、出展料等	300千円/回		

※1 医療法第30条の4第2項第12号に基づき福島県医療計画に定める相双医療圏又はいわき医療圏の区域に所在する医療法第1条の5第1項に定める病院又は同条第2項に定める診療所のうち、稼働している病院又は診療所をいう。  
ただし、県が実施する「医療人材確保緊急支援事業」による補助を受けている病院は含まないものとする。

別表 4

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
初期救急医療確保支援事業	南相馬市 いわき市	南相馬市の休日夜間急患センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営に必要な経費	総事業費から総収入額を控除した額	1/2以内	南相馬市 5,000千円 いわき市 20,000千円